

平成30年7月7日

国土交通省中国地方整備局

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道2号広島県三原市本郷南六丁目地先（本郷大橋東詰交差点）～広島県三原市南方三丁目地先（北方入口交差点）間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

道路冠水に伴い緊急車両の通行阻害となっている放置車両の移動を目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

国道2号 広島県三原市本郷町南六丁目地先（本郷大橋東詰交差点）～
広島県三原市南方三丁目地先（北方入口交差点）区間

指定延長 L = 2, 530m

（問い合わせ先）

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

【担当】管理第一課長 立岩 晃

TEL(084)923-2620 FAX(084)923-2571

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

国土交通省 中国地方整備局 広報広聴対策官 岩下 恭久
道路情報管理官 沢口 俊樹

TEL(082) 221 - 9231

区間指定位置図

災害対策法指定区間
L = 2,530m

